

令和元年度

第10回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和2年1月7日(火) 午後1時30分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画(1月31日公告)の決定について
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案3 農地法第4条の規定による許可について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 事業計画変更承認並びに農地法第5条の規定による許可について

議案6 非農地証明申請について

議案7 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について

議案8 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議案9 農地利用最適化推進委員の辞任の承認について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄		○	23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

農業振興課

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。6番木村委員、7番三吉委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号47から57について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁))：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しよ

うとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 47 から 57 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」受付番号 47 から 57 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画（1 月 31 日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年 12 月期の申出分については、別紙「令和 2 年 1 月 31 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。また、8 番増谷委員、9 番森兼委員、12 番竹森委員、14 番藤原委員、21 番天根委員は農業委員会等に関する法律により議事参与の制限を受けますので退席をお願いいたします。

議 長：質疑等ありませんか。

7 番三吉委員 設定内容についてではないが、この時期は期間更新等で多くの設定が出る時期ですが、該当地域の推進委員へは、このような形で設定されるという情報は送付されているのか。

事務局 現在情報提供できていない。

7 番三吉委員 農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の体制も大きく変更された初めの任期です。農業委員は、何をすればいいのか。農地利用最適化推進委員は、何をすればいいのか。未だにじっくりきていない部分があるのではないかと。

この利用権設定については、最適化推進委員さんが設定情報を共有し地域のまとめ役として中心となっていたのがひとつの役割ではないかと思えます。それには情報提供が大切だと思えます。これは意見です。

事務局長：意見ありがとうございます。本日の役員会で、どのような形で情報を伝達していくかについて話し合ってください。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。また、9 番森兼委員は農業委員会等に関する法律により議事参与の制限を受けますので退席をお願いいたします。

7 番三吉委員 比和地域の農地の配分を受ける法人の経営規模等を教えてください。

事務局員 この法人は、令和元年 11 月 20 日設立し、経営計画は、最終的には 60 ヘクタールの集積を予定しています。所在する地域の人・農地プランの担い手として令和元年 12 月の審査会で認定を受けました。栽培計画は主食用水稻、酒米です。

7 番三吉委員 現在の設備状況を教えてください。

事務局員 初年度は 13 ヘクタールの作付けを計画しているが、構成員の機械を持ち込み耕作し、経営規模が大きくなる 3 年目頃に補助等を活用し設備を増強する計画としている。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号 11 から 13 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号 11

位 置 等：説明資料の 4 ページと 5 ページに記載

転用事由：宅地拡張

資金計画：全額自己資金

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要な都市計画区域の用途地域

受付番号 12

位 置 等：説明資料の 4 ページと 6 ページに記載

転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号 13

位置等：説明資料の7ページと8ページに記載
転用事由：営農型太陽光発電設備（平成29年許可の一時転用更新）
資金計画：—
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：営農型のため除外不要
その他事項 ・支柱の高さ2メートル以上で営農に支障のない高さ、幅が確保され、太陽光設備の下部においての営農への影響見込書に対して適当である旨の地元の生産組合からの意見書が添付

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。
ここで、担当区域の推進委員が出席いただいておりますのでご意見を伺います。

山田推進委員 エゴマの生産は、私もやっておりますが大変栽培が難しい部分もある。申請者本人は、兼業農家であり、適切な時期に営農ができない部分もあり、思ったような状況にはなっていないように見受けられる。営農型なので適切な栽培がないと許可が取り消されることも伝え指導もして、本人も頑張っているのだろうが、もう少し耕作に力を入れていただきたい部分があり、営農がしっかりできないと許可が取り消される場合があるとの注意喚起をする必要があると思っている。

議長：担当農業委員さんいかがですか。

17番金本委員：エゴマの栽培については、難しそうで苦労されているようであるが、もう少し農作業に時間を割かれる必要があるのではないかと。

議長：事務局、毎年提出される報告書はどうなっていますか。出荷証明等が添付されているか。

事務局：出荷証明までの添付はなく、自己申告となっている。

議長：報告書をみると、天候の具合などでうまく栽培ができなかった等の記載があり毎年続くようであると、推進員がおっしゃるとおり「許可が取り消される場合があることの注意喚起」を農業委員会としてすることが必要なかとも思いますが、皆さんどう思いますか。

9番森兼委員 当初の許可の条件を確認したい。

山田推進委員 今回の申請地のような区画整理をしたほ場には、本来は第1種農地として太陽光発電設備の許可ができないが、設備の下部でエゴマを栽培し、営農活動をしながら発電をするということなので当初許可が出ている。確かに、設備等は、営農ができるように支柱の高さ、幅が確保され、小型の耕運機が入れるし、遮光もエゴマ栽培ができる程度制限されている。ちゃんと植えて適切な肥培管理をすれば十分できる。草を刈らないとか、苗作りを失敗するとか、排水を行わなかったとかこのようなことではやはり収量は確保できないこととなる。

私も、1反のところエゴマを栽培しているが、苗作りに失敗したり、去年は高温等の関係で苗の水やりの回数が少なく芽が出ず何回もやり直したが、最終的に1反のうち7畝分しか苗ができなかった。収量は45キロから50キロくらいできた。

議 長：ほかにご意見ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。今回は1件ずつ採決を行います。何かほかにご意見がありませんか。

議 長：はい三吉委員どうぞ。

7番三吉委員 13番の整理は、どのように進めるのですか。

推進員さんの意見を聞くと、何か条件を付したほうが良いというような意見とも思えます。13番の時には、更新にあたっての条件を何かつけるのかどうかなども諮ったほうがよいのではと考えます。また、付けるとすればどのような条件をつけるのかについても確認したほうが良いと思うが、推進委員さんの意見を聞いてみると、2つあると思う。一つは、エゴマ生産組合のメンバーであるならその指導を受ける。もう一つは、報告書には出荷証明書等の添付をしてください。などが考えられる。また、条件なしで更新許可することもあるし、更新許可はしないということも選択肢としては出てくる。多様な選択肢があると思うので採決にあたりその辺の配慮をお願いいたします。

議 長：それでは、13番についてはまず許可する・しないのどちらかに手を挙げてください。その後、条件を付すか否かについても一度手を挙げてください。

議 長：それでは採決に入ります。受付番号11について申請のとおり許可することに賛成に委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました

議 長：続きまして、受付番号12について申請のとおり許可することに賛成に委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました

議 長：それでは、受付番号13番について申請のとおり許可することに賛成に委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました

議 長：それでは、許可にあたって条件を付するか否かについて採択します。条件を付けることに賛成することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 条件を付することに決しました。

議 長：それでは、条件を付することとしますが、先ほどの意見で一つは「エゴマ生産組合の指導を受ける。」もう一つは、「報告書には出荷証明書等の添付をする。」の意見がありましたが、そのほかありますか、営農型太陽光発電設備の許可にあたっては、地域の平均的な単収の8割を下回る場合許可ができないと思います。

議 長：そのほか条件に意見はありませんか。

議 長：山田委員はエゴマ生産組合に所属されているのなら栽培に対する指導等をよろしく願いいたします。

山田推進委員 一緒に勉強していこうと思いますが、年によっては単収8割を確保するのは難しい場合がある。長年やっておられる方でも、栽培年により収量に波がある。一言申し添えます。

議 長：営農型太陽光については、一応そのような定めとなっております。

16 番高坂委員 作業日報はないのか。

6 番木村委員 報告の規定では、収量の確認が必要であり、あまり過度な条件はできないと思うがいかがか。

議 長：作業日報までは求められていないのではないかと思いますがいかがでしょうか。やはり、収量を確保確認するために指導をうけることと、出荷証明書等の添付ですか。

7 番三吉委員 今回は更新許可となります。これまでの経過等を踏まえこれからの3年間の許可条件を付すこととなるのだと思う。

議 長：営農ができる設備は整っているのだから、今回は営農を適切に行い、収量を確保確認する条件を付すということよろしいですか。

議 長：何かその他意見はありますか。

(なしとの声)

議 長：それでは、収量を確保確認するために「エゴマ生産組合等の指導をうける。」ことと、「毎年の報告書に出荷証明書などを添付」を条件とすることで今回更新許可にあたっての条件として今後の様子を見守るということでよいか。

(異議なしという声)

議 長：それではそのように決定させていただきます。

議 長：「農地法第4条の規定による許可について」受付番号11から13について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号38について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号38

位 置 等：説明資料の2ページと13ページに記載

転用事由：資材置場(追認)

資金計画：一

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要な都市計画区域の用途地域

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：3番迫廣委員からなにか特別にありますか。

3 番迫廣委員 鉄道線路沿いの農地で、隣接地は大型トラック置場、また、隣接する農地等についても通風など影響は出ていないと判断し、追認許可としても妥当と判断しました。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可について」受付番号38について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第5「事業計画変更承認並びに農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号39について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

令和元年10月8日付けの許可済みの案件について事業計画変更承認申請書が提出されました。変更内容は、転用事業者の変更で転用目的に変更はなし。

なお、転用事業が完了していないため、改めて事業継承者を譲受人とする農地法第5条の転用申請を受けたものです。

受付番号39

位置等：説明資料の2ページと10ページに記載

転用事由：賃貸住宅新築

資金計画：全額借入資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要な都市計画区域の用途地域

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可について」受付番号39について申請のとおり承認並びに許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5「非農地証明について」を上程します。受付番号48から50について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号48

位置等：説明資料の4ページと11ページに記載

潰廃事由：申請地は平成11年頃からほ場整備の残地としてわずかな土地が残り、隣接する原野と同様な状態である。

現地確認：現地は農道と畑に挟まれた残地で隣接する原野と同様な状態であるため原野と確認しました。

受付番号49

位置等：説明資料の4ページと12ページに記載

潰廃事由：20年前から耕作をしておらず雑木や笹などが繁茂している。

現地確認：現地は、笹、雑草低木が繁茂し農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号50

位置等：説明資料の13ページから15ページに記載

潰廃事由：平成元年頃耕作をやめ現在は原野になっている。

現地確認：現地は、草木が繁茂し農地への復元は困難で非農地と確認

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

議長：ないようですので、採決に移ります。受付番号48から50について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：「非農地証明について」受付番号48から50について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案7「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(農業振興課農振担当者(本庁)：庄原農業振興地域変更計画内訳表及びスケジュール資料により説明。以下略)

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により本市農業振興課から本市農業委員会に対してこの計画変更の際には意見を聞くこととされておりますので今回意見聴取するものです。

今回は、5月から11月11日までに農用地区域からの除外、用途変更、編入の申し出があったものについて申し出のとおり除外等を規定に従い進めていこうと思いますが、農業委員会の意見を伺います。

なお、事務処理スケジュールは資料のとおりです。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議長：地域住民からの意見書が提出できる期間が設定されているが住民の方はどのように知ることができるのか。

農業振興課担当者 市役所での掲示を見ていただき、縦覧場所で閲覧をいただくこととなります。

7番三吉委員 9番は第一種農地についての転用許可判断との関係と34番について10,000㎡程度の太陽光設備への活用が考えられているが農地の状況等を教えてください。

農業振興課担当者 9番の1種農地は、一般住宅ですが後継者が集落に接続して一般住宅を建築されるというもので転用は可能との判断を受けております。

事務局員 農地の状況は、山の上にある農地で山を開いて作ったような畑となっています。耕作の状況

は、一部は牧草による管理がされていますが一部は耕作管理が行き届いていない状態も見受けられました。

議 長：34番の担当農業委員さん、他の利用の仕方など何か意見はありませんか。

15番柳生委員 今の状況以上に農地としての活用は進まないのではないかと思います。しかし、太陽光設備設置ということになりますと地域の同意は必要ではないかという話はしています。

議 長：このことは地域の方は知っておられるのか。

15番柳生委員 知っておられると思います。意見書の提出される期間に意見書を提出されると思います。

議 長：そのほかにありませんか。

農業振興課長 11条公告の掲示については、今後、市役所掲示板への掲示とともに、ホームページや住民告知端末なども利用できないか検討してまいりたいと思います。

議 長：そのほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「庄原農業振興地域整備計画の農用地計画変更について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第8号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局係長(本庁)：説明 以下 概略)

綱紀肅正の徹底を図る決議が全国農業会議で図られ、本農業委員会でも決議に賛同しようとするものです。決議内容は、別添議案8のとおりです。(読み上げて提案)

議 長：以上で説明が終わりました。「庄原市農業委員会の法令順守の決議について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第9号「農地利用最適化推進委員の辞任の承認について」事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

この度辞任の申し出がありましたのは、庄原川西高下担当の委員1名です。年末に体調を崩し、その後、これまで同様の活動ができないことから辞任届が提出されております。現在も入院されており、今後も加療が必要な状態とのことです。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：この案件は本人からの申し出でもあり受けざるを得ないと思いますが、皆さんご異議がございますか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、承認することとします。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：会長報告は特にありません。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長が、その他事項について説明)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後3時16分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年1月6日

議 長
(道下和子)

6 番委員
(木村英宗)

7 番委員
(三吉和宏)
